

議題：第 14 号

令和 7 年度 小中学校の修学旅行及び林間学校の実施について

修学旅行

◇小学校

○実施校数

24 校（千代田小学校は 6 年生の在籍がないため、実施なし）

○実施時期

5 月：22 校 6 月：1 校 10 月：1 校

○日程

・2 泊 3 日：23 校 1 泊 2 日：1 校（東小学校）

※東小学校は、1 泊 2 日で「東京都・千葉県」を見学。秋に鎌倉を見学（宿泊無し）

○交通手段

貸切バス：24 校 班別散策等で鉄道利用予定：12 校

○経費

平 均：49,265 円（令和 6 年の実施調査による平均は、47,797 円）

◇中学校

○実施校数

12 校（笛南中桜木分校含む）

○実施時期

5 月：11 校 11 月：1 校

○日程

2 泊 3 日：12 校

○交通手段

貸切バス：12 校 鉄道：11 校 班別散策等でタクシー利用：11 校

○経費

平 均：79,957 円（令和 6 年の実施調査による平均は、72,462 円）

林間学校

◇小学校（1 泊 2 日、山梨県立八ヶ岳少年自然の家）

○実施校数

25 校

○実施時期

5 月：1 校 6 月：13 校 7 月：2 校 9 月：6 校 10 月：3 校

○経費

平均：8,400 円（新年度のプログラム相談会を経て詳細決定）

◇中学校

○実施校数

2 校（1 泊 2 日：1 校、日帰り：1 校）

○実施時期

5 月：1 校（日帰り：北西中） 6 月：1 校（1 泊 2 日：笛南中）

○経費

・1 泊 2 日（国立中央青少年交流の家―御殿場市）：約 11,000 円

・日帰り（富士五湖方面）：約 5,000 円

※詳細は別紙を参照ください。

議題：第 1 4 号

令和 7 年度 修学旅行費

別紙：修学旅行

通番	学校名	校種	開始日	終了日	期間	見学先都道府県名	宿泊先都道府県名	バス	鉄道	タクシー	参加児童 生徒数	引率教職 員数	一人当たりの費 用
1	新紺屋小	小	5月28日	5月30日	2泊3日	東京都・神奈川県・千葉県	神奈川県・千葉県	○	○		24 人	5 人	50,854 円
2	湯田小	小	5月21日	5月23日	2泊3日	東京都・神奈川県	東京都・神奈川県	○			16 人	4 人	54,575 円
3	伊勢小	小	5月21日	5月23日	2泊3日	東京都・神奈川県・千葉県	神奈川県・千葉県	○			48 人	6 人	50,000 円
4	朝日小	小	5月14日	5月16日	2泊3日	東京都・神奈川県・千葉県	神奈川県・千葉県	○	○		25 人	4 人	55,363 円
5	里垣小	小	5月20日	5月22日	2泊3日	東京都・神奈川県・千葉県	神奈川県・千葉県	○	○		44 人	7 人	55,000 円
6	相川小	小	5月13日	5月15日	2泊3日	東京都・神奈川県・千葉県	神奈川県・千葉県	○			49 人	6 人	53,000 円
7	国母小	小	6月4日	6月6日	2泊3日	東京都・神奈川県・千葉県	神奈川県・千葉県	○	○		47 人	7 人	48,217 円
8	貢川小	小	5月21日	5月23日	2泊3日	東京都・神奈川県・千葉県	神奈川県・千葉県	○	○		55 人	6 人	52,000 円
9	千塚小	小	5月28日	5月30日	2泊3日	東京都・神奈川県・千葉県	神奈川県・千葉県	○	○		62 人	6 人	49,370 円
10	池田小	小	5月27日	5月29日	2泊3日	東京都・神奈川県・千葉県	東京都・神奈川県	○	○		82 人	9 人	54,000 円
11	北新小	小	5月13日	5月15日	2泊3日	東京都・神奈川県・千葉県	神奈川県・千葉県	○	○		22 人	5 人	53,000 円
12	千代田小	小	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし				0 人	0 人	0 円
13	甲運小	小	5月14日	5月16日	2泊3日	東京都・神奈川県・千葉県	東京都・神奈川県	○			46 人	6 人	50,000 円
14	玉諸小	小	5月14日	5月16日	2泊3日	東京都・神奈川県・千葉県	神奈川県・千葉県	○			100 人	7 人	53,000 円
15	山城小	小	5月13日	5月15日	2泊3日	東京都・神奈川県・千葉県	神奈川県・千葉県	○			166 人	11 人	48,000 円
16	大里小	小	5月14日	5月16日	2泊3日	東京都・神奈川県・千葉県	神奈川県・千葉県	○			76 人	8 人	51,474 円
17	甲府東小	小	5月21日	5月22日	1泊2日	東京都・千葉県	東京都	○			46 人	6 人	34,000 円
18	羽黒小	小	5月14日	5月16日	2泊3日	東京都・神奈川県・千葉県	東京都・神奈川県	○			55 人	7 人	52,391 円
19	石田小	小	10月29日	10月31日	2泊3日	東京都・神奈川県・千葉県	神奈川県・千葉県	○	○		24 人	4 人	50,000 円
20	新田小	小	5月7日	5月9日	2泊3日	東京都・神奈川県・千葉県	東京都・神奈川県	○			9 人	4 人	57,000 円
21	大國小	小	5月7日	5月9日	2泊3日	東京都・神奈川県・千葉県	神奈川県・千葉県	○	○		70 人	8 人	50,576 円
22	舞鶴小	小	5月14日	5月16日	2泊3日	東京都・神奈川県	神奈川県・千葉県	○	○		63 人	6 人	53,000 円
23	中道南小	小	5月28日	5月30日	2泊3日	東京都・神奈川県	東京都・神奈川県	○			15 人	4 人	56,778 円
24	中道北小	小	5月14日	5月16日	2泊3日	東京都・神奈川県・千葉県	神奈川県・千葉県	○			22 人	5 人	54,000 円
25	善誘館小	小	5月7日	5月9日	2泊3日	東京都・神奈川県・千葉県	神奈川県・千葉県	○	○		29 人	5 人	46,000 円
166	甲府東中	中	5月20日	5月22日	2泊3日	京都府・奈良県	京都府・奈良県	○	○	○	199 人	14 人	80,000 円
167	甲府西中	中	5月7日	5月9日	2泊3日	京都府・奈良県	京都府	○	○	○	131 人	10 人	77,000 円
168	甲府南中	中	5月13日	5月15日	2泊3日	京都府・奈良県	京都府	○	○	○	145 人	10 人	77,000 円
169	甲府北中	中	5月12日	5月14日	2泊3日	京都府・奈良県	京都府・奈良県	○	○	○	82 人	9 人	80,000 円
170	甲府南西中	中	5月12日	5月14日	2泊3日	京都府・奈良県	京都府・奈良県	○	○	○	68 人	7 人	80,000 円
171	甲府北東中	中	5月21日	5月23日	2泊3日	京都府・奈良県・滋賀県	奈良県・滋賀県	○	○	○	87 人	9 人	83,479 円
172	甲府北西中	中	5月21日	5月23日	2泊3日	京都府・奈良県	京都府・奈良県	○	○	○	79 人	9 人	80,000 円
173	富竹中	中	5月19日	5月21日	2泊3日	京都府・奈良県	京都府	○	○	○	57 人	7 人	75,000 円
174	城南中	中	5月14日	5月16日	2泊3日	京都府・奈良県	京都府・奈良県	○	○	○	215 人	15 人	78,000 円
175	上条中	中	5月19日	5月21日	2泊3日	京都府・奈良県	京都府・奈良県	○	○	○	104 人	9 人	79,000 円
176	笛南中	中	5月13日	5月15日	2泊3日	京都府・奈良県	京都府・奈良県	○	○	○	34 人	4 人	80,000 円
177	笛南中桜木分校	中	11月5日	11月7日	2泊3日	京都府・奈良県	奈良県・滋賀県	○			4 人	8 人	90,000 円

議題：第14号

[illegible]

報告：第4号

3月3日（月）01 深沢健吾 議員 答弁資料目次（令和7年3月 定例会）

（分割方式）1－1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
1-1	令和7年度の市政運営の方針と予算編成のポイントについて	市長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
2-1	「こうふ亀屋座」等を活用したまちの賑わいの創出について	産業部長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
3-1 3-2	ゼロカーボンシティの実現に向けた取組について	環境部長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
4-1	（仮称）リニア山梨県駅周辺のまちづくりの今後の進め方について	市長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
5-1 5-2	下水道の維持管理について	工務部長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
6-1	小中学校の教育活動における支援体制の充実について	教育長	1
6-2 6-3	小中学校における学習環境の整備について	教育長	2

報告：第4号

令和7年3月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

小中学校の教育活動における支援体制の充実について

- (1) 質問者 深沢 健吾 議員（政友クラブ）
- (2) 質問日 3月3日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 質問概要

教員の多忙化が問題視されている中、児童生徒の学習環境の充実と教員業務負担軽減のために、学習指導員やスクール・サポート・スタッフは必要不可欠な人材であることから、是非今後も各学校に継続配置する形で進めてほしいと思っておりますが、国の補助金の動向も踏まえ、当局の見解をお伺いします。

(6) 答弁内容

・学校教育においては、教師と多様な支援スタッフとの連携・協力による教育活動の充実と働き方改革の実現などをおして、子どもたちが安心して質の高い教育を受けられるための教育環境の整備を進めていくことが求められています。

・こうした中、令和5年4月に改定した甲府市教育大綱におきましては、子ども一人一人が確かな学力等を身に付けることができるよう、基本施策の「学校教育の充実」に良好な教育環境の整備を図ることが位置付けられており、学校現場における教育課題や教員の多忙化等に対し、様々な取組を進めているところであります。

・国がコロナ禍での対応のため導入した学習指導員やスクール・サポート・スタッフの雇用に係る経費に対する補助率は、令和2年度当時100パーセントでしたが、その補助率は年々減少の傾向にあります。

・一方で、本市におきましては、不登校や外国にルーツをもつ児童生徒の増加等、多様化する社会の変化による課題が複雑化していることから、一層きめ細かな対応ができる支援体制が求められており、加えて、年々増加する教職員の負担を軽減し、子どもに向き合う時間を確保するためにもこれらの職種は必要でありますことから、小中学校への継続配置に係る経費を新年度当初予算案に計上したところであり、引き続き、子どもたちへの支援体制の充実に努めてまいります。

報告：第4号

令和7年3月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

小中学校における学習環境の整備について

- (1) 質問者 深沢 健吾 議員（政友クラブ）
- (2) 質問日 3月3日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 質問概要

多くの児童生徒が学習する小中学校の教室や体育館においても、まだ数多くの蛍光灯等が使用されている中、子どもたちの学習環境の向上のため、LED化を図る必要があると考えますが、当局の考えをお伺いします。

(6) 答弁内容

・市内小中学校をはじめとする学校施設における照明器具のLED化につきましては、子どもたちの確かな学力や豊かな心が育まれる環境づくりを進めていくため、その必要性が高いものと考えております。

・こうしたことから、小中学校における照明器具のLED化を早期に計画的に進めていくため、本定例会において市内小学校12校の照明器具をLED化するための費用を補正予算案として計上したところであります。

・次に、小中学校の教室で使用している机につきましては、現在A版サイズに対応した従来よりも広い天板の新JIS規格の机が全国的に推奨されており、近年教科書の大判化GIGAスクール構想に伴う一人一台端末の導入により、机上スペースが手狭となり、教材やノートに書きづらい、または、一人一台端末などが机から落ちてしまうといった事例も見受けられ、子どもたちの教室における良好な環境を整えるため、その導入の必要性や重要性は年々高まってきております。

・こうしたことから、新年度当初予算案において未導入の小学校は5年生と6年生の分、中学校は3年生の分の新JIS規格の机椅子の導入経費を計上したところであります。

・今後におきましても、全ての子どもたちが楽しく健やかに過ごすことができる良好な教育環境を確保する中で、学力の向上や思い遣る心の育成に鋭意取り組んでまいります。

報告：第4号

3月3日（月）02 堀とめほ 議員 答弁資料目次（令和7年3月 定例会）

（分割方式）1-1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
1-1	手話言語の理解と普及に関する取組について	市長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
2-1	避難所となる学校体育館等への空調設備の整備について	市長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
3-1	ユマニチュードの普及について	保健衛生部長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
4-1	「甲府学びくらぶ」について	子ども未来部長	1
4-2	中学校の放課後における学力向上に向けた取組について	教育長	2

報告：第4号

令和7年3月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

中学校の放課後における学力向上に向けた取組について

- (1) 質問者 堀 とめほ 議員（公明党）
- (2) 質問日 3月3日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 質問概要

進路にむけて学力の向上が課題となる中学生を対象とした放課後学習会を、コミュニティ・スクールの取組の一つとして実施すべきと思いますが、本市のご所見を伺います。

(6) 答弁内容

・学校教育においては、未来を生きる子どもたちに必要な力を育む教育の推進が目指されており、すべての子どもたちが、それぞれの可能性を拓くために確かな学力や豊かな心等を身につけることができるよう、支援していくことが重要となっております。

・こうした中、本市におきましては、児童生徒に対し、きめ細かな教育を行い、学力向上を図るため、学習指導員の配置や教育支援ボランティアを活用するとともに、夏休み期間中、市内4か所でそれぞれ2日ずつ「夏休み 子どもわくわく学び塾」を開催しております。

・また、市内すべての中学校においては、定期テスト前の一週間程度を学習強化週間と位置づけ、放課後、教科担任に質問できる機会を設ける中で学習内容の理解を深めているところであり、一部の中学校においては、今年度、学校運営協議会の話し合いの中で地域社会との連携に係る意見が出されたことから、夏期休業中に近隣の高校生ボランティアによる中学校3年生への学習支援を行いました。

・地域と学校等とが一体となって進める学校運営協議会の取組は、子どもたちの豊かで充実した学びにつながるものと考えられますことから、コミュニティ・スクール運営委員会等において、各学校の取組についての情報共有や学識経験者からのアドバイスを参考とする中で、学校の実態に合わせながら地域の力を活用し、一層充実したものになるよう鋭意努めてまいります。

報告：第4号

3月3日（月）04 清水英知 議員 答弁資料目次（令和7年3月 定例会）

（分割方式）1－1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
1-1	「(仮称) 甲府市こども計画」について	子ども未来部長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
2-1 2-2	学校給食費の無償化について	教育部長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
3-1 3-2	就学援助制度について	教育部長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
4-1	5歳児健康診査について	子ども未来部長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
5-1	職員の労働時間の把握について	総務部長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
6-1	補聴器購入への助成について	市長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
7-1	訪問介護事業所への補助について	福祉部長	1

報告：第4号

令和7年3月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

学校給食費の無償化について

- (1) 質問者 清水 英知 議員（日本共産党）
- (2) 質問日 3月3日
- (3) 答弁者 教育部長
- (4) 担当課 学事課
- (5) 質問概要

学校給食を無償化することを求めますが、いかがですか。

昨年11月には、署名が提出されました。参加されたみなさんから「学校給食費の負担が重い。」「両親ともに働いているが、塾や習いごとをさせることもためらう。」という声が出されました。こうした声をどのように受け止めますか。当局の見解を求めます。

(6) 答弁内容

- ・子育て世帯におきましては、学用品費や教育活動費といった就学に要する経費をはじめ、様々な費用がかかっていることは認識しているところであります。
- ・こうした中、本市の教育分野においては、先進的なICTの教育環境を整備するとともに、手厚い不登校対策等を推し進めており、また、学校給食費においても、就学援助制度により真に支援を必要とする世帯の負担軽減に努めるとともに、物価高騰に伴う給食の食材費の高騰分を本市が負担しております。
- ・なお、学校給食費の無償化につきましては、今後におきましても、現行制度を維持しながら、国において学校給食費無償化に向けた議論が進められておりますことから、その動向を注視してまいります。

報告：第4号

令和7年3月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

就学援助制度について

- (1) 質問者 清水 英知 議員（日本共産党）
- (2) 質問日 3月3日
- (3) 答弁者 教育部長
- (4) 担当課 学事課
- (5) 質問概要

就学援助の支給費目の拡大は、子どもの体験格差の解消に貢献すると考えますが、
当局はどのように認識されていますか。

就学援助の「新3項目」（クラブ活動費、生徒会費、PTA会費）および「オンライン学習通信費」の支給を求めますが、当局の見解はいかがですか。

(6) 答弁内容

- ・本市におきましては、児童生徒が経済的な理由により教育を受ける機会が制限されることがないように、就学援助制度により、学校給食費をはじめ、学用品費、修学旅行費、校外活動費等、就学や様々な活動にかかる費用を援助しております。
- ・こうした中、昨年度は中学校、本年度は小学校において、入学準備費の単価の引上げを行い、また、令和5年度より収入審査の方法を変更し、対象者を拡大するとともに、保護者の申請書類の簡素化や制度に関する周知を手厚くするなど、その充実に努めております。
- ・御質問の新3項目とオンライン学習通信費の本制度への追加につきましては、真に支援を必要とする世帯に対し、公平かつ継続的に援助を行うことが重要でありますことから、他都市の動向を注視しているところであります。
- ・今後におきましても、未来を担う子どもたちが、笑顔溢れる、楽しい学校生活が送れるよう、個々の状況に寄り添った支援を行ってまいります。

報告：第4号

3月4日（火）06 岡 政吉 議員 答弁資料目次（令和7年3月 定例会）

（分割方式）1－1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答弁 順番
1-1 1-2	「第六次甲府市総合計画」の評価と次期総合計画の策定について	市長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答弁 順番
2-1	学校給食費の負担軽減について	教育部長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答弁 順番
3-1	山城地区への児童館設置について	子ども未来部長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答弁 順番
4-1	消防団員の年額報酬の引き上げについて	危機管理監	1

報告：第4号

令和7年3月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

学校給食費の負担軽減について

- (1) 質問者 岡 政吉 議員（政和こうふ）
- (2) 質問日 3月4日
- (3) 答弁者 教育部長
- (4) 担当課 学事課
- (5) 質問概要

小学校の自己負担額1食265円を、せめて甲府市の負担を100円ほど増やしていただき、自己負担額を165円くらいに抑えて欲しいのですが、いかがでしょうか。

この件は、あくまでも無償化を前提とする中で、自己負担額を逐次減らしていってはどうか、という質問であります。

(6) 答弁内容

・子どもたちを取り巻く環境には多方向にわたって様々な課題がある中で、本市ではこれまでに、子どもが自ら元気に育つ応援や保護者の子育て負担の軽減につなげる支援を多様に展開してきたところであります。

・とりわけ、教育分野におきましては、先進的な取組としてAI型ドリルや教育ビッグデータの利活用等を推進する中で、これからの情報化社会を生き抜く子どもたちを育成する教育環境の整備や魅力ある学校づくりに努めております。

・また、様々な不登校対策等を行うなど、子どもたち一人一人に寄り添い安心できる居場所づくりを進める中で、誰一人取り残されない学びの保障に向けた手厚い支援を積極的に推し進めているところであります。

・さらに、学校給食費におきましても、就学援助制度による支援を行うとともに、物価高騰に伴う給食の食材費の高騰分を本市が負担しております。

・今後におきましても、真に支援を必要とする世帯の負担軽減に努める中で、現行制度を維持しながら、全国市長会等を通じ長きにわたり要望してきた学校給食費無償化に向けた議論が国において進められておりますことから、その動向を注視してまいります。

報告：第4号

3月4日（火）07 鈴木 篤 議員 答弁資料目次（令和7年3月 定例会）

（分割方式）1－1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
1-1 1-2	「重度心身障害者タクシー利用料金助成制度」の拡充について	市長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
2-1 2-2	市立中学校における「第三の制服」の導入について	教育長	1
2-3	食物アレルギーを有する児童生徒の家庭への対応について	教育部長	2

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
3-1 3-2	消防団のあり方について	危機管理監	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
4-1	放射線治療装置の効果や必要性等について	市立甲府病院長	1
4-2	放射線治療装置の更新と患者さんへの対応について	市立甲府病院 事務局長	2

報告：第4号

令和7年3月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

市立中学校における「第三の制服」の導入について

- (1) 質問者 鈴木 篤 議員（政友クラブ）
- (2) 質問日 3月4日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 質問概要

第三の制服を選択する生徒も多いとお伺いしておりますが、概ねの人数と男女の割合をお示しください。

また、保護者へのアンケート調査の結果や、第三の制服の経済性と機能性、夏季の対応につきまして、あわせてお伺いいたします。

(6) 答弁内容

・近年、多様化する社会の変化を踏まえた個性の尊重や防犯・防寒対策、機能性の重視等の観点から、ブレザー・スラックス型の制服を選択できる学校が増えてきております。

・こうした中、本市教育委員会においても、甲府市公立小中学校長会とともに制服検討委員会を立ち上げ、ブレザー・スラックス型の制服の導入に係る検討を進めてきたところであり、小学校6年生や中学生、その保護者に「性別に関係なく着用できる制服は必要か」等のアンケート調査を行った結果、肯定的な回答が80パーセント程度あったことから、令和7年度より市内全中学校において既存の男子生徒の詰め襟と女子生徒のセーラー服に加え、ブレザー・スラックス型の制服を導入をすることとしました。

・ブレザー・スラックス型の制服につきましては、既存の制服に比べ動きやすいなど、機能性に優れるとともに、セーラー服に比べ経済的でもあり、市内統一のデザインのためリユースもしやすくなっており、また、夏期においては半袖のワイシャツ等と薄い布地のスラックスを着用することとしております。

・在校生においては、今年1月から先行導入し、現在、女子生徒6名が購入しており、来年度の新入生におきましては108名が購入し、男子が約3分の2、女子が約3分の1の割合となっております。

・今後におきましても、既存の制服に加え、新たな選択肢が増えたことによる生徒自身の主体的な制服の選択を尊重するとともに、生徒一人一人の学校生活がより快適で充実したものになるよう努めてまいります。

報告：第4号

令和7年3月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

食物アレルギーを有する児童生徒の家庭への対応について

- (1) 質問者 鈴木 篤 議員（政友クラブ）
- (2) 質問日 3月4日
- (3) 答弁者 教育部長
- (4) 担当課 学事課
- (5) 質問概要

本来であれば、アレルギー対応の給食を提供することが、公立校を設置する本市の目指すところではありますが、さまざまな事情から、その提供が実現できていません。

また、そのような状況であることから、お弁当の持参をお願いしているのだと推察しておりますが、給食費に相当するお弁当の費用は、保護者の御家庭が自前で支出しています。令和7年度の新年度予算にも、学校給食における食材費高騰分として、6千万円余が計上されていますが、お弁当持参の御家庭の家計には何の助けにはなっていません。なぜなら、食材費高騰分により補填される学校給食も、アレルギーがある児童生徒は食べられないからです。

アレルギーを持つ児童生徒への対応について、改めて見直しをする必要があると考えています。当局の御見解をお伺いいたします。

(6) 答弁内容

・本市の学校給食費につきましては、学校給食法の規定に基づき、施設・設備に要する経費や人件費等の運営費は本市が負担し、食材費は保護者の皆様に御負担いただいているところであります。

・本市におきましては、食物アレルギーを有する児童生徒に対し、一人でも多く給食を食べることができるよう給食に使用する食材を明記した詳細な献立表等を事前配付するとともに、一部の食材をアレルギー対応にすることや、アレルゲンを含む食品を使用したメニューをできるだけ少なくするなどの対応を図っており、児童生徒の状況によっては、家庭から弁当を持参しているところであります。

・アレルギーにより弁当を持参している家庭への対応につきましては、支援する額の算出方法や支出している費用の根拠などを踏まえ、慎重な検討が必要でありますことから、他都市の状況を調査してまいります。

・今後におきましても、児童生徒の明るく楽しい雰囲気での食事を通して、豊かな心や食についての望ましい習慣を養うことができる環境づくりに努めてまいります。

報告：第4号

3月5日（水）12 小沢宏至 議員 答弁資料目次（令和7年3月 定例会）

（分割方式）1-1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答弁 順番
1-1	甲府市の森林整備について	産業部長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答弁 順番
2-1 2-2	デマンド型乗合タクシーの実証運行について	市長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答弁 順番
3-1	学校部活動の地域移行について	教育長	1

報告：第4号

令和7年3月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

学校部活動の地域移行について

- (1) 質問者 小沢 宏至 議員（政和こうふ）
- (2) 質問日 3月5日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 質問概要

令和6年8月に剣道、バレーボール、バスケットボールの3種目をスタートするにあたり、本市として、どのような取組を行ってきたのか。また、地域クラブのスタートから約半年が経過しましたが、どのような効果や、課題が明らかになったのか、お伺いします。

さらに、令和7年度では、どのような展望をもって学校部活動の地域移行を進めていくのかについても、お聞かせください。

(6) 答弁内容

・学校部活動の地域移行につきましては、令和4年度に設置した学識経験者やスポーツ・文化関係団体、中学校教員、保護者等の代表による「甲府市中学校部活動の地域移行に関する検討委員会」において、様々な課題や運営方法等について検討を進めてきたところであり、本年度におきましては、指導者の確保をはじめ、その雇用形態や業務内容を定めるとともに、地域クラブ活動の回数、実施場所や実施時間、更には、生徒・指導者が加入する傷害保険等を決定するなど、本市としての運用ルールを整理したうえで剣道、バレーボール、バスケットボールの3種目の地域クラブ活動を8月にスタートし、その参加者は、1月末現在において、剣道40名、バレーボール91名、バスケットボール159名の合計290名となっております。

・また、1月には、本年度の地域クラブ活動における成果や課題等を把握するため、生徒や保護者、指導者、計612名にアンケート調査を実施したところであり、その結果、「学校で部活動のない種目が体験できて良かった。」「他校に、新しい友達ができ良かった。」などの意見が寄せられた一方で、「実戦を想定したゲーム形式の練習がしたい。」「会場を固定せず週毎に場所を変えて欲しい。」といった要望がありました。

・来年度に向けましては、これらの成果や課題を踏まえる中で、新たに5種目、野球、サッカー、ソフトテニス、柔道、テニスの地域移行を目指し、学校、各種競技団体、スポーツ推進委員など多様な主体との連携を図りながら、活動内容の拡充や指導者の確保、運営の効率化など、さらなる地域クラブ活動の充実に取り組んでまいります。

報告：第4号

3月5日（水）13 川崎 靖 議員 答弁資料目次（令和7年3月 定例会）

（分割方式）1－1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答弁 順番
1-1 1-2	甲府城南側エリアの賑わいの創出について	市長	1
1-3	甲府城周辺エリアの景観について	まちづくり部長	2

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答弁 順番
2-1	甲府市武田氏館跡歴史館のさらなる活用について	教育部長	1

報告：第4号

令和7年3月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

甲府市武田氏館跡歴史館のさらなる活用について

(1) 質問者 川崎 靖 議員（政和こうふ）

(2) 質問日 3月5日

(3) 答弁者 教育部長

(4) 担当課 歴史文化財課

(5) 質問概要

昨年度及び今年度これまでの来館者数及び開催された企画展などの運営状況についてお伺いします。

さらに、より一層の誘客や武田氏に関連した史跡文化財を通じ、市民を始めとする多くの来訪者への関心を高め、歴史文化への理解を深めるための今後の取組についてお伺いします。

(6) 答弁内容

・甲府市武田氏館跡歴史館は、開府500年にあたる平成31年に国史跡武田氏館跡に関する歴史や史跡の見どころを紹介するガイダンス施設として開館し、本市の教育や学術、文化の振興を担う中で、施設の効用を最大限に活用して来館者の増加を図っているところであります。

・令和5年度の運営状況は、施設全体の来館者数は年間で179,092人であり、企画展は令和5年4月から12月にかけて3つのテーマを設定する中で、武田信玄公没後450周年「戦国大名武田信玄の遺産」と題して、愛用した遺品や事績を物語る文化財などを展示し、信玄公の生涯と功績を振り返りました。

・また、今年度の運営状況は、1月末現在、施設全体の来館者数は152,656人であり、企画展については、7月から11月にかけて2つのテーマを設定する中で、柳沢家大和郡山移封300年記念企画展「武田信玄の遺志を継ぐ者 一柳沢吉保と吉里一」と題して、柳沢家の出自から見た武田家との家系図や武田家に関する古文書等を展示し、信玄の後継者としての意識と武田家との関係を紹介いたしました。

・さらに、本年は、武田家の運命に大きな影響を与えた長篠の戦いから450年の節目を迎えることから、3月から6月にかけて「長篠の戦いと武田二十四将」と題して企画展を開催するとともに、令和7年度においては、誘客のための参加型イベント、オリジナルグッズといった新たなコンテンツの活用や子どもから大人までが興味を持つような企画展の開催などを行ってまいります。

・今後におきましても、重層的で多様な歴史・文化を継承する中で、人と人、地域と地域が交流する拠点として、さらなる賑わいを創出し、郷土愛の醸成や地域の活性化に鋭意取り組んでまいります。

報告：第5号

3月13日（木）04 清水一成 議員 答弁資料目次（令和7年3月 予算特別委員会）

1-1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答弁 順番
1-1	令和7年度当初予算における市税収入について	税務統括監	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答弁 順番
2-1	ふるさと納税寄附者の誘客に向けた取組について	市長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答弁 順番
3-1	来年度の本市における不登校対策について	教育長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答弁 順番
4-1	公共施設再配置計画に係る第2次実施計画の策定について	企画部長	1

報告：第5号

令和7年度予算特別委員会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

来年度の本市における不登校対策について

- (1) 質問者 清水 一成 議員（こうふ未来）
- (2) 質問日 3月13日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 質問概要

子どもを取り巻く環境、特に不登校対策に対し令和7年度はどのように予算へと反映していくのでしょうか。

また、民間のフリースクールでは平均3万円強の月謝がかかっています。子どもの第3の居場所としてのフリースクールへ通う児童・生徒がいる家庭への助成といったような考えはおありでしょうか。

(6) 答弁内容

・全国の小中学校における不登校児童生徒数は、ここ5年間で倍増しており、本市においても同様の傾向にあることから、不登校対策は喫緊の課題であると捉えております。

・こうした中、本市におきましては、自分のクラスに入りづらい生徒が落ち着いた空間の中で学習や活動ができる場として、校内教育支援センター「ほっとルーム」を、昨年度は中学校2校に、本年度は新たに3校に設置し、2月末現在5校で66名が利用しております。

・ほっとルーム利用者のうち、教室に戻ることができるなど改善傾向の生徒がいることから、不登校の生徒に対し、よりきめ細かな支援を行うため、来年度はさらに3校に増設し合計で8校とする経費について新年度当初予算案に計上したところであります。

・また、専門の担当者が不登校をはじめ、いじめや特別支援教育等に係る相談・支援を行う甲府市児童生徒支援センター「すてっぷ」を令和5年度から運営しており、主に不登校児童生徒の登校支援や家庭支援を行っているスクール・ソーシャル・ワーカーにおいては、その支援の回数が年々増加していることから、1名増員する経費を新年度当初予算案に計上し、3名体制とする中で「すてっぷ」の機能を充実してまいります。

・フリースクールにつきましては、不登校の児童生徒が人と繋がり、学びに向かう土台づくりや様々な体験活動等ができる学校や家庭以外の居場所であると考えており、フリースクールに通う児童生徒がいる家庭への助成については、本市の児童生徒における施設の利用状況やその利用料金、また、個別の相談などをおしてニーズ等を調査研究してまいります。

報告：第5号

3月13日（木）05 木内直子 議員 答弁資料目次（令和7年3月 予算特別委員会）

1-1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
1-1 1-2 1-3	市民生活の現状を捉えた物価高対策と基金の活用について	市長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
2-1	少子化マインドの転換について	企画部長	1
2-2	学校給食費の無償化について	教育部長	2
2-3	ジェンダー平等の実現に向けた施策について	市民部長	3

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
3-1	平和都市宣言事業について	市民部長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
4-1	農業の持続的発展に向けた担い手の確保・育成の推進について	産業部長	1

報告：第5号

令和7年度予算特別委員会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

学校給食費の無償化について

- (1) 質問者 木内 直子 議員（日本共産党）
- (2) 質問日 3月13日
- (3) 答弁者 教育部長
- (4) 担当課 学事課
- (5) 質問概要

少子化対策として、甲府市は教育費をはじめ子育てへの重い経済的負担解消に関する施策が不十分ではないか。子育て世帯への経済的負担軽減のために、令和7年度には、学校給食費無償化に踏み切るべきと考えるが当局の見解はいかがか。

(6) 答弁内容

・本市では少子化対策として、教育分野においては、高等学校等への入学時に必要となる資金を入学準備金融資制度により低金利で融資するとともに、保証料を全額負担しており、また、学校給食費においても、就学援助制度により真に支援を必要とする世帯へ援助を行うとともに、物価高騰に伴う給食の食材費の高騰分を負担し、子育て世帯への経済的負担の軽減に努めているところであります。

・なお、学校給食費の無償化につきましては、今後におきましても、現行制度を維持しながら、全国市長会等を通じ要望してきた学校給食費無償化に向けた議論が国において進められておりますことから、その動向を注視してまいります。

報告：第5号

3月13日（木）06 依田勝見 議員 答弁資料目次（令和7年3月 予算特別委員会）

1-1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
1-1	スポーツを通じた地域コミュニティの形成について	教育部長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
2-1	観光振興策の推進について	市長	1

報告：第5号

令和7年度予算特別委員会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

スポーツを通じた地域コミュニティの形成について

- (1) 質問者 依田 勝見 議員（市民クラブ）
- (2) 質問日 3月13日
- (3) 答弁者 教育部長
- (4) 担当課 スポーツ課
- (5) 質問概要

令和7年度予算における、スポーツ振興にあたっては、スポーツを通じた地域コミュニティの形成に向けてどのようなコンセプトをもって、どのような事業を推進していくのかを伺います。

(6) 答弁内容

・本市では、スポーツ推進計画の基本目標である「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」に基づき、スポーツを通じて地域住民が集い、交流する機会の創出に取り組んできたところであり、各地区で行われる市民運動会やライフスポーツ大会、市民スポーツ祭地区予選を開催する中で、地域に活力をもたらし環境づくりに努めてまいりました。

・一方で、少子・高齢化の影響により地域スポーツの担い手不足が進行しているほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受け大人数で行うスポーツの機会が減少したことなどにより、地域のスポーツ環境は大きく変化してきております。

・こうした中、令和7年度におきましては、市民の暮らしをより豊かにするため、地域の活性化や共生社会の実現を目指し、より多くの市民にスポーツに親しんでもらえるよう、これまで実施してきたライフスポーツ大会や市民スポーツ祭地区予選において各地区で多彩な種目を実施するよう促すとともに、障がい者と健常者がともにボッチャやフライングディスクなどを楽しむパラスポーツパークの実施回数を増やし、また、障がい者施設や民間スポーツクラブなどと連携したパラスポーツの推進にも引き続き、取り組んでまいります。

報告：第5号

令和7年3月25日

甲府市議会議長 長 沼 達 彦 様

予算特別委員長 岡 政 吉

報 告 書

去る3月5日の本会議において、当委員会に付託されました令和7年度甲府市各会計別予算14案及び条例22案について、3月13日から21日まで9日間にわたり慎重に審査を行いました。

以下、その経過と結果について御報告いたします。

(中略)

次に、各条例案の審査の経過と結果について申し上げます。

(中略)

議案第43号 甲府市学校職員給与条例及び甲府市学校職員給与条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についての2案については、配偶者に係る扶養手当が廃止されることで受給額が減少する職員がいることから反対であるとの意見がありましたが、採決の結果、いずれも多数をもって当局原案のとおり可決するものと決しました。

(中略)

議案第51号 甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についての17案については、いずれも全員異議なく当局原案のとおり可決するものと決しました。

次に、令和7年度各会計別予算案の審査の経過と結果について主な内容を申し上げます。

報告：第5号

まず、一般会計予算について申し上げます。

(中略)

次に、一般会計歳出について款を追って申し上げます。

(中略)

教育費については、「こうふ開府の日」のイベントについてただしたのに対し、当日が土曜日となることから、新たな施設である「こうふ亀屋座」の活用や日中からのイベント開催など、会場や時間を拡大する中で、本市の歴史を学べる機会としていくとともに、より多くの市民の参加につなげていくとの答弁がありました。

また、部活動の地域移行についてただしたのに対し、新たに5種目を加え、8種目を実施していく中で、参加者やその保護者へのアンケート結果に基づき、練習会場のローテーションを検討していくとの答弁がありました。

(中略)

以上が令和7年度の一般会計、各特別会計及び各企業会計予算案の審査における質疑の大要であります。

(中略)

次に、採決の結果、

議案第 2号 令和7年度甲府市一般会計予算

(中略)

いずれも多数をもって当局原案のとおり可決するものと決しました。

報告：第5号

(中略)

最後に、市長から、地方自治体を取り巻く環境は、進展する人口減少・少子高齢化を背景に、長引く物価高や頻発・激甚化する自然災害への対応、DX・GXの推進など、社会情勢の変化を的確に捉え、確実に対応すべく、国や県の財政措置はもとより、更なる自主財源の確保に努めるとともに、第六次甲府市総合計画の最終年度として、その集大成に向け、市民生活に直結する各施策・事業を着実に推進する中で、本市の希望ある未来への一歩を踏み出す一年としなければならないとの決意が述べられました。

以上が委員会審査の経過と結果であります。それぞれの審査日の質疑終了後に活発な委員間討議を行う中、来年度予算を執行する上で留意すべき点等を委員会の意見として、次のとおり集約しました。

議案第2号に対しまして、

(中略)

- 1 学校体育館への空調設備の整備については、教育環境の改善や避難所としての生活環境の良質化につながることから早期の実現を目指して取組を進めること。

議案第4号に対しまして、

(中略)

以上を求めるものであります。

当局におかれましては、「こうふ亀屋座」のオープンやリニア山梨県駅の周辺整備など、甲府のまちが大きく変わる転換期を迎えることから、こうした歩みを止めることなく絶えず挑戦を続ける中で、多様化する市民ニーズや社会経済情勢の変化を的確に見極め、第六次甲府市総合計画の集大成に向け、市民生活に直結する各施策・事業の推進に、市長と職員が一丸となって取り組まれることを期待し、報告を終わります。

第1章 スポーツ推進計画策定の考え方

1. 策定の趣旨

甲府市（以下、「本市」という。）では、平成 26 年 3 月に「甲府市スポーツ推進計画」を策定し、「だれもが いつでも 身近にスポーツに親しむまち」の基本理念のもと「子どもの運動機会の充実」、「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、環境整備」、「競技力の向上」及び「地域に活力をもたらすスポーツ環境づくり」の 4 つの基本目標を掲げ、「生涯スポーツ社会」の実現に向けたスポーツ環境づくりに取り組んできました。

本計画は、これまでの取組みを基本に据えつつ、国の「第 3 期スポーツ基本計画」や「山梨県スポーツ推進計画」を参酌して、スポーツを取巻く環境の変化に対応しながら、本市が目指す生涯スポーツ社会の実現に向けた方向性を明らかにすることを目的に策定するものです。

また、本計画の策定に合わせ、これまで別に策定していた「甲府市スポーツ施設整備基本方針（平成 30（2018）年 3 月策定）（以下「整備基本方針」という。）」を本計画に統合するものとします。

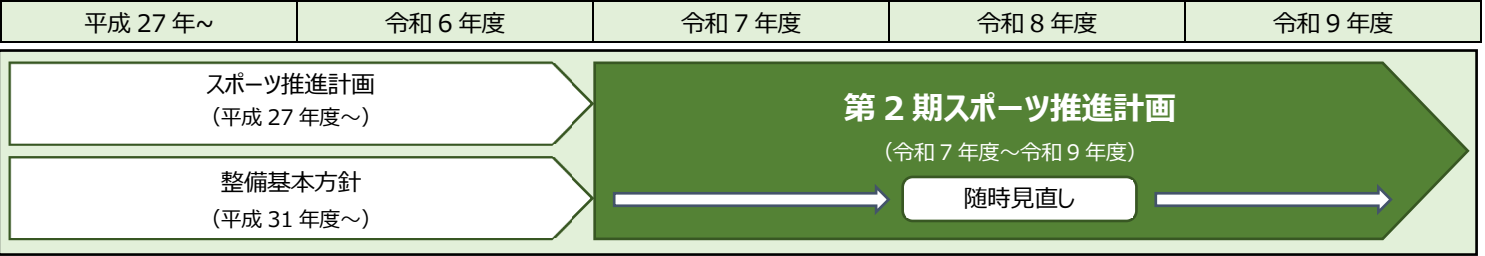
2. 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法（第 10 条第 1 項）に規定されている「地方スポーツ推進計画」であり、「だれでも」、「どこでも」、「いつでも」、「いつまでも」スポーツに親しみ、スポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な形態での自発的な参画を通して、楽しさや喜びを感じることのできる「生涯スポーツ社会」を実現するために、本市が取組むスポーツ施策の方向性を明らかにするものです。

3. 計画期間

本計画は、国スポーツ基本計画及び山梨県スポーツ推進計画の計画期間が令和 8 年度までを計画期間としていることを踏まえ、令和 9 年度までの 3 年間を計画期間とします。

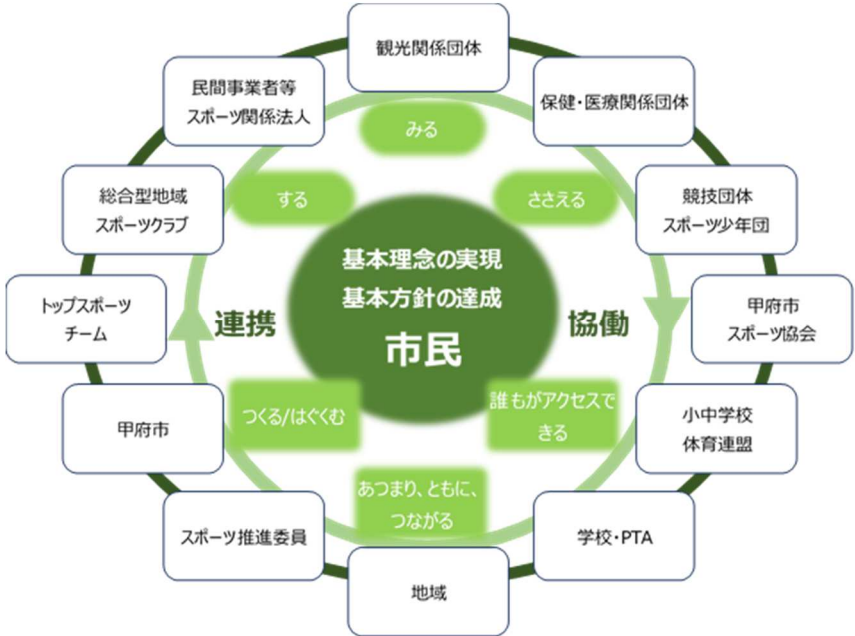
なお、本計画は、計画期間中においても今後の国や県の動向等を踏まえながら、随時見直すものとします。



4. 計画の実現に向けた連携・協働体制

第 3 期スポーツ基本計画では、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現するためには、「つくる/はぐくむ」、「あつまり、ともに、つながる」、「誰もがアクセスできる」の 3 つの新たな視点が必要だとしています。

本計画で定める基本理念の実現と基本方針の達成に向け、上記の視点を踏まえる中で、市民の皆様をはじめ、スポーツ協会やスポーツ推進委員、学校、民間企業、関係団体等の多様な主体との連携・協働により、計画の実現を目指します。



第2章 スポーツを取巻く現状と課題

1. 国の方向性

令和 4（2022）年 3 月に国が策定した「第 3 期スポーツ基本計画」では、令和 8（2026）年度までの 5 年間を計画期間において、スポーツの価値を高めるため、「新たな 3 つの視点」から、第 2 期スポーツ基本計画で掲げている「する」、「みる」、「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すとしています。

第 3 期 スポーツ基本計画新たな 3 つの視点		
つくる／はぐくむ 社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し・改善し、最適な手法・ルールを考え、作り出す。	あつまり、ともに、つながる 様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、課題の対応や活動の実施を図る。	誰もがアクセスできる 性別や年齢、障がい、経済事情等の違いによって、スポーツ活動の開始や継続に差が生じないような社会の実現や機運の醸成を図る。

2. 山梨県の方向性

山梨県は、令和 6 年 3 月に「だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる豊かなやまなしをつくる～「する」「みる」「ささえる」スポーツのさらなる推進！」を基本理念とした「山梨県スポーツ推進計画」（令和 6 年度～令和 8 年度）を策定し、次の 5 つの基本方針のもと 13 の政策項目を掲げています。

基本方針Ⅰ 子どものスポーツ機会の充実 基本方針Ⅱ 身近にスポーツを楽しむ習慣の定着 基本方針Ⅲ スポーツによる共生社会の実現	基本方針Ⅳ 自らの可能性に挑戦する選手への支援 基本方針Ⅴ スポーツによる経済の好循環
---	--

3. 本市の状況

次の（１）～（１２）の項目で、本市の現状と課題を整理します。

（１）人口推移 （２）コロナ禍を踏まえた対応 （３）市民ニーズの多様化 （４）部活動の地域移行 （５）スポーツ・インテグリティの確保 （６）SDGs の推進	（７）トップスポーツクラブの活躍 （８）KOFU NEXT ACTION （９）全国レベルのスポーツ大会等の開催 （１０）健康都市宣言（健康都市こうふ基本構想） （１１）生涯学習都市宣言（生涯学習ビジョン） （１２）スポーツ施設の再整備
---	---

4. これまでの取組み

本市では、甲府市スポーツ推進計画（平成 26 年 3 月策定）に基づき、同計画の基本理念である「だれもが いつでも 身近に スポーツに親しむまち」のもと、「1 子どもの運動機会の充実」、「2 ライフステージに応じたスポーツ活動の促進、環境整備」、「3 競技力の向上」及び「4 地域に活力をもたらすスポーツ環境づくり」の 4 つの基本目標の達成に向け、次の取組みを実施してきました。

基本目標 1 子どもの運動機会の充実（24 事業） 基本目標 2-1 ライフステージに応じたスポーツ活動の促進（35 事業） 基本目標 2-2 環境整備（10 事業） 基本目標 3 競技力の向上（6 事業） 基本目標 4 地域に活力をもたらすスポーツ環境づくり（11 事業）

5. 市民意識

本計画の策定にあたり、健康やスポーツに関する市民の意識や意見を把握することを目的に「市民意識実態調査アンケート」を令和 6 年 3 月に実施しました。調査は、住民基本台帳より、無作為に抽出した 18 歳以上 80 歳未満の市民 2,000 人を対象に行い、うち、734 人の方に回答いただきました。（回答率：36.7％）

1. スポーツの定義

スポーツ基本法の前文冒頭において、スポーツは、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体的活動」であり、「生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なもの」とされています。

本計画における「スポーツ」とは、競技としてルールに則り、他者と競い合う競技スポーツや学校の体育・運動部活動のみならず、健康づくりや介護予防などのために行う散歩やウォーキング、体操、サイクリング、通勤・通学時の徒歩や自転車利用・階段利用といった日常生活で意識的に行う身体活動のほか、レクリエーション活動、野外活動、鬼ごっこ、乳幼児の遊びなど、楽しみながら体を動かすことを含む幅広いものとして定義します。

また、ストリートカルチャーであるスケートボードやブレイキンなどの種目についてはオリンピック種目にも採用されるなど、スポーツ基本法における「個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」に当てはまることから、本計画における「スポーツ」に含むほか、第3期スポーツ基本計画に従い、スポーツとして「する」、「みる」、「ささえる」、「つくる／はぐくむ」、「あつまり、ともに、つながる」、「誰もがアクセスできる」、あらゆる形態をすべて「スポーツ」として捉えるものとします。

なお、スポーツにおけるDXの推進を進める一方で、デジタル技術を活用した新たなスポーツ（e-sports・AR-sports等）については、今後の民間連携による施策への活用を検討しつつ、国、山梨県の動向を注視する中で取扱いを定めていくものとします。

2. 基本理念

平成26年3月に策定した推進計画では、「だれもが いつでも 身近にスポーツに親しむまち」の基本理念のもと「子どもの運動機会の充実」、「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、環境整備」、「競技力の向上」及び「地域に活力をもたらすスポーツ環境づくり」の4つの基本目標を掲げ、「生涯スポーツ社会」の実現に向けたスポーツ環境づくりに取り組んできました。

本計画では、これまでの取組みを基本に据えつつ、次の基本理念を掲げ、「誰もが」、「どこでも」、「いつでも」、「いつまでも」スポーツに親しみ、スポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な形態での自発的な参画を通して、楽しさや喜びを感じることのできる「元気つながるまち（元気Cityこうふ）」を目指した取組み推進するものとします。

スポーツでつながる“元気Cityこうふ”
～「誰もが」「どこでも」「いつでも」「いつまでも」～

3. 基本方針

基本理念の実現に向けて次の基本方針を定めます。

基本方針1	子ども運動機会の充実
子どもにとって、スポーツは豊かな人間性を育む基礎となり、「生きる力」を身に付ける重要な要素になります。	
地域全体で子育て・子育てを応援する機運の醸成を図り、多様な主体と連携・協力しながら、次代を担う子どもたちのスポーツへの関心を高め、可能性を引き出し、夢や希望を持って健やかにたくましく成長していけるよう後押しするため、子どもの運動遊び、スポーツ活動及び地域クラブ活動を推進します。	

基本方針2	ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
スポーツは、市民のライフステージやライフスタイルに応じて常に変化し続けており、市民のスポーツに対するニーズも年々多様化しています。	
多様化する市民ニーズに対応しつつ、市民が生涯にわたり身近にスポーツ活動を楽しむことができるよう、生涯スポーツの推進とスポーツ環境の向上を図るとともに、性別、年齢、障がい等の有無、国籍などにかかわらず、全ての人が分け隔てなく、共にスポーツに参加し、互いに支え認め合いながらスポーツを楽しむことができる共生社会の実現を目指します。	

基本方針3	スポーツによる地域の活性化
スポーツを通じた地域活動により、市民の活力が引き出され、地域コミュニティの活性化が図られることで活力あふれる甲府の未来創りに繋がっていくことが期待できます。	
本市の強みである、四季折々の豊かな自然と都市機能が融合した、スポーツ・アウトドアによる新たなスポーツツーリズムの創出と地域のスポーツ活動を一層推進することにより、スポーツによる地域活性化を目指します。	

基本方針4	スポーツ施設の再配置
スポーツ基本法では、市民が身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の整備と運用改善に努めるとともに、施設の安全確保、障がい者等の利便性の向上を図るとしています。	
甲府市公共施設等総合管理計画（平成28（2016）年策定）に基づき、公共施設等マネジメント ^{※1} の観点から、施設総量の適正化、施設の長寿命化及びPPP ^{※2} /PFI ^{※3} の導入等による整備と管理運営の効率化に取組みます。	

※1 公共施設等マネジメント：本市が保有する公共施設等の状況を把握し、経営的かつ長期的な視点で再配置や低未利用資産の活用を図り、財政支出の削減等を図る一連の取組みのこと。

※2 PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）：公民連携：公民（行政と民間）の連携・協働により、公共施設の整備や公共サービスの提供等を行うこと。これまで、本市が実施してきた公共施設の整備等に、民間の知恵やアイデア、資源（資金）や技術、ノウハウを最大限に発揮させることで、施設整備費の縮減や公共サービスの向上、施設の有効活用、事業の効率化を目指すもの。

※3 PFI（パート・ファイナンス・イニシアティブ）：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、管理運営等の効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

第4章 スポーツ推進方針

基本方針1 子ども運動機会の充実

施策	取組方策
（1）子ども運動遊びの推進	① 運動遊びのきっかけ創り プレイヤーの育成、施設の利用促進と安全確保、運動遊びに親しむ機会の拡充、市立保育所との連携 他 ② 親子参加機会の拡充 親子運動機会の拡充 他
（2）子どもスポーツ活動の推進	① 運動スポーツ機会の拡充 市内大学との連携、多様な遊びや運動体験の充実 他 ② スポーツ少年団活動の促進 参加機会の拡充、部会大会の開催、施設使用料（照明使用料）の減免 他
（3）地域クラブ活動の推進	① 学校部活動の地域移行（地域展開） 生徒・保護者・指導者のニーズ把握、合同部活動の推進、施設運営の効率化、新たな財源の確保、システムの構築、圏域連携 ② 持続可能な運動機会の創出（地域クラブの運営） 多様なスポーツ体験機会の拡充、成果発表機会の創出、指導者の確保と質の向上、持続可能な運営体制の構築

基本方針2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

施策	取組方策
（1）生涯スポーツの推進	① 運動・スポーツ機会の創出 初心者向けスポーツ教室の実施、高齢者向けイベントの実施、ウォーキングの普及促進、市民体力テストの実施、市民ニーズの把握、スポーツ表彰制度の創設、財源確保策の検討、熱中症対策の強化 他 ② 元気Cityこうふの推進（健康づくりの推進） 人の健康づくり、地域の健康づくり、まちの健康づくり、軽スポーツの推進、文化事業との連携、運動・スポーツの場の提供、まなび奨励ポイントの付与 他

境の向上	① 競技力の向上 市民体育大会、競技団体との連携、選手の強化育成、国・県等との連携、指導者の確保と資質向上、補助金の交付 他
	② アクセシビリティの向上 市有施設の開放、民間施設等の活用、地域資源の活用、スポーツ用具の貸出、発信情報の拡充、情報誌の発行
（３）スポーツによる共生社会の実現	① ユニバーサルスポーツの推進 パラスポーツの推進、スポーツによる国際交流、女性スポーツ機会の創出、ボランティアの育成・支援 ② 新たなスポーツ機会の創出 アーバンスポーツの推進、デジタル技術の導入 他

基本方針３ スポーツによる地域の活性化

施策	取組方策
（１）スポーツを通じた産業振興	① 国民スポーツ大会等の開催 大会運営等の効率化 ② スポーツツーリズムの推進 スポーツツーリズムの推進
（２）地域スポーツの活性化	① 地域スポーツ活動の推進 市民運動会事業（30 地区）、市民スポーツ祭事業（地区大会、ブロック大会）、ライフスポーツ推進事業、生涯学習事業との連携、担い手の育成 ② プロスポーツとの連携 スポーツホスピタリティの普及、スポーツに触れる機会の創出、トップアスリートや多様な団体との連携

基本方針４ スポーツ施設の再配置

（１）対象施設

No	施設名称	所在地	運営形態	配置形態	避難所指定
1	学校施設（体育館・グラウンド・柔剣道場・テニスコート）	市内全域	直営	単独	○
2	緑が丘スポーツ公園	緑が丘 2 丁目 8 番 1 号	指定管理	単独	○
3	青葉スポーツ広場	青葉町 19 番 1 号	指定管理	単独	○
4	東下条スポーツ広場	東下条町 243 番地 1	指定管理	単独	-
5	中道スポーツ広場	下向山町 946 番地	直営	単独	○
6	旧相生小学校（南庁舎体育館・多目的広場）	相生 2 丁目 17 番 1 号	直営	複合	○
7	旧穴切小学校（西庁舎体育館・グラウンド）	宝 2 丁目 8 番 19 号	直営	複合	○
8	旧富士川小学校グラウンド	中央 3 丁目 3 番 1 号	直営	複合	○
9	旧上九一色小学校（体育館・グラウンド）	古関町 1321 番地	直営	複合	-

（２）公共施設等マネジメントの推進

① 施設総量の適正化

- 学校体育施設がより多くの市民に活用してもらえるよう、利用形態や時間帯などの運営の改善を図ります。
- 低利用となっている旧上九一色小学校のグラウンド及び体育館の機能廃止を進めます。
- 北部幼児教育センターの芝生広場や、リサイクルプラザのプール、勤労福祉センター体育館及び健康の杜センター（アネシス）のトレーニングルーム等、他部局が所管する施設の有効活用を検討します。
- スポーツ施設は、専門的な競技施設としての機能を維持することを基本とし、再整備にあたっては、多目的・多用途に利用できる汎用性の高い施設に再整備します。
- 再整備にあたっては、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した整備を行うとともに、災害発生時における施設の有効活用を見据え、グリーンインフラやフェーズフリーに配慮した整備を行うほか、ゼロカーボンシティの実現に資する GX を推進します。
- 都市公園や河川等の自然空間の利用に係るパークマネジメント部署と連携し、スポーツにアクセスできる環境向上に努めます。
- 市有のスポーツ施設だけでなく、県有施設、大学施設及び民間スポーツ施設などの既存ストックにより賄うことができる機能を最大限共有できるよう、多様な主体との連携強化により持続可能なスポーツ環境の確保・充実を図ります。
- 緑が丘スポーツ公園の再配置にあたっては、別に策定している「緑が丘スポーツ公園再整備計画」との整合性を図り、施設総量の最適化を図ります。
- 学校施設の再整備にあたっては、学校施設環境改善交付金の活用を検討します。

② 施設の長寿命化

- 現有施設の利活用を図り、耐震化、バリアフリー化を中心に改修工事を年次的に進め、スポーツ施設の機能向上を図ります。
- スポーツだけでなく地域や家族ぐるみの多様な活動にも配慮し、利用者にとって魅力的な施設となるよう環境整備に努めます。
- 「甲府市自主点検マニュアル」に従い、毎月の日常点検と、半年に 1 度の定期点検を実施するほか、定期的な樹木点検を実施し、市民の安全確保に向けた予防保全を徹底します。
- 指定管理者モニタリングマニュアル等に従い、定期的に利用者の満足度調査を実施する中で、市民ニーズを把握しながら、今後の施設の配置や必要となる機能等を検討します。
- 甲府市学校施設長寿命化計画との整合性を図り、学校施設の長寿命化を進めます。

③ 管理運営の効率化

- 「使用料・手数料の見直しに関する基本的な考え方」に基づき、受益者負担の原則の観点から、利用者而非利用者との間に不均衡が生じることの無いよう、施設利用料及び照明使用料を随時見直します。
- 整備にあたっては、各種補助金や交付金の活用を図るほか、クラウドファンディング等による新たな財源確保に努めます。
- 再整備にあたっては、イニシャルコストに捉われることなく、整備後の維持管理、更新費用及び解体費までを見据えた LCC 縮減と平準化の観点から再整備を行います。
- 本市スポーツ施設や学校施設に AED（自動体外式除細動器）を配備し定期点検を行うとともに、施設管理者等が AED を適切に使用できるよう、関係者の普通救命講習受講を推進します。
- 利用運営委員会の施設の予約・日程調整業務や、管理指導員による鍵の貸出し業務等の効率化を図るため、ICT の活用や DX の推進など効率のかつ持続可能な管理運営に向け調査研究を進めます。
- 施設の稼働情報や利用情報の一元化、利用者のモニタリング結果等の情報を集約する中で、施設の管理運営を包括した「包括管理委託」の導入可能性について調査研究を進めます。
- スポーツ課の所管施設（中道スポーツ広場・旧富士川小学校）の管理運営の効率化に向け民間連携の導入可能性を調査します。

1. 推進体制

本計画の推進にあっては、本市とともに、今後のスポーツ施策を展開していくうえで中心となるスポーツ協会、スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブそれぞれが役割を担いながら、相互に連携して取組むものとします。

(1) 市の役割

本計画を策定し、計画に基づく事業の実施及び進捗管理、他所管・関係団体との調整を行います。
指定管理者と連携し、スポーツ施設の整備・安全確保を行います。

(2) 甲府市スポーツ協会の役割

- 本市における各種体育・スポーツ団体を統括しアマチュアスポーツを振興し、市民の体力の向上を図るとともに、スポーツ精神を養うことを目的として設立された甲府市スポーツ協会（昭和 24 年 9 月設立、令和 2 年 4 月名称変更）は、本市スポーツ施設の管理運営や、次の事業を行う中で幅広いスポーツ・レクリエーションの普及・振興に努めています。

(3) スポーツ推進委員の役割

- スポーツ推進委員は、スポーツ基本法の第 32 条第 2 項に基づき、甲府市教育委員会が委嘱するもので、甲府市スポーツ推進委員に関する規則（昭和 37 年 4 月 1 日規則第 3 号）に基づき、次の職務を行うなかで、地域のスポーツ団体や関係団体との連携を図り、地域の中でのコーディネーターとしての役割を担っています。（定数 60 人以内、令和 6 年度末現在 37 名）

(4) 総合型地域スポーツクラブの役割

- スポーツ基本法の第 21 条（下枠内参照）で規定されている「総合型地域スポーツクラブ」は、身近な場所でいつでも、また、子どもから高齢者、障がい者まで、誰でも気軽にスポーツや文化活動を楽しめる場として、地域住民等が主体となって運営するものとされており、地域スポーツや地域コミュニティの中心としての役割を担っています。
- 国及び JSPO は、総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の運用を開始し、制度を通じて、総合型クラブの質的な向上を図るとともに、総合型クラブと地方公共団体等との連携による地域課題の解決に向けた取組を促進するとしています。
- 総合型地域スポーツクラブが、より公益性の高い社会的な仕組みとして永続的に充実した活動が行えるよう、2022（令和 4）年度から登録・認証制度が開始されたことから、総合型クラブの運営方法など質的向上を図り、地域スポーツを推進する体制を充実していく必要があります。
- 総合型地域スポーツクラブは、身近な場所で、いつでも、誰でも気軽にスポーツができる場であり、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）特徴を持ち、地域スポーツや文化活動の中心となる存在です。
- 本市の総合型スポーツクラブは、ヴァンフォーレスポーツクラブ、U-sportsclub 及びバスケットボールスターズの 3 団体です。（令和 6 度末現在）

(5) 取組方策

施策	取組方策
A スポーツ協会との連携	○ 競技団体の育成強化を図ります。 ○ 競技力向上の推進（指導者の育成強化）を図ります。 ○ 生涯スポーツを推進します。（イベント・教室の開催、啓発事業、広報活動の充実） ○ 地域スポーツの充実を図ります。（市民運動会、市民スポーツ祭、ライフスポーツ推進事業） ○ スポーツ大会を開催します。（市民体育大会・ライフスポーツ市民大会等） ○ スポーツ少年団の育成強化に努めます。（指導者講習会、母集団講習会） ○ 共済事業の充実を図ります。（なぎなた教室、太極拳教室、ヨガ教室、バスケットボール教室、ゴルフ教室、ラージボール卓球教室、ポッチャ体験教室 等） ○ 協会自主事業の実施を支援します。（サッカー教室（子ども・大人）、テニス教室、ソフトテニス教室、弓道教室、野球教室、スポーツフェスティバル 等）
B スポーツ推進委員との連携	○ 地域スポーツ活動の推進役を担うスポーツ推進委員の活動の充実を図るため、研修会等への参加を促進し、市民の多様なニーズに幅広く対応できる知識の習得や指導力の向上を図ります。 ○ スポーツ推進委員が地域のスポーツに対するニーズや価値観の多様化に応え、地域スポーツのコーディネーターとして活動できるよう、様々な情報共有を行います。 ○ 地域スポーツの一層の推進を図るため、現在の欠員状態を解消すること及び若い世代の増員を図るなど、活動をより多様化させるための取組みを支援します。 ○ 県の研修会や関東研究大会、全国研究協議会等への参加を支援します。 ○ スポーツ推進委員の活動の周知徹底、PR に努めます。 ○ スポーツ推進委員との連携により、地域クラブ活動の効率化を図ります。
C 総合型地域スポーツクラブとの連携	○ 総合型地域スポーツクラブとの連携により、地域クラブ活動及び施設運営の効率化を図ります。 ○ クラブ設立を希望する団体に対しては、県と連携し、クラブの概要・理念・運営方法等の指導・助言、育成アドバイザーの派遣等を支援します。 ○ 広報活動や指導・助言を行うなどクラブの設立を支援します。 ○ 総合型クラブと行政の連携を目的とした情報交換会・研修会を開催し、総合型クラブの相互理解や質的向上に取組めます。 ○ 各クラブの認知度向上に向けて、市ホームページ等で情報発信を行うなどクラブの安定的な運営に関する支援を行います。 ○ 市有施設における総合型地域スポーツクラブの夜間照明施設使用料を減免（無料化）し、総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。

第2期 甲府市スポーツ推進計画

甲府市教育委員会

住所 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号

電話 055-223-7325（教育委員会 生涯学習室 スポーツ課）

URL <http://www.city.kofu.yamanashi.jp>